

地域プレイヤー設置要領

1 目的

三重県を移住先候補の一つと検討している層に向け、県内の各地域の方々とSNS上でつながり、交流することで、三重の「人」を通じた移住につながるきっかけとなる場（以下、「オンライングループ」という。）を創設し、県内地域において移住促進の取組や地域活性化に資する活動を行っている個人・団体等を「地域プレイヤー」として位置づけ、オンライングループにおいて、地域の魅力やイベント、地域を盛り上げる活動情報等を三重の魅力として地域プレイヤーが発信することで、新たな移住者を呼び込む好循環を生み出すこととします。

2 設置基準

三重県地域連携部移住促進課（令和5年4月1日以降は三重県地域連携・交通部移住促進課）に対して、オンライングループへの参加を申し出た個人・団体のうち、以下のいずれかの要件を満たす場合、「地域プレイヤー」として登録します。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条に該当する者・団体は登録しません。

- (1) 主体的に本県への移住促進に資する、または地域を盛り上げる活動・事業等を実施している個人・団体
- (2) 元三重暮らし応援コンシェルジュ
- (3) 県や市町と連携して本県への移住促進や地域づくりに取り組んでいる個人・団体
- (4) 県が主催する「移住者と地域をつなぐ人づくり講座」の受講修了者のうち、県が認める個人
- (5) その他、県が認める個人・団体

3 活動内容

オンライングループにおいて、地域プレイヤーの活動内容や地域でのイベント、地域の魅力等の情報発信を行います。